

内閣総理大臣 安倍 晋三 殿
厚生労働大臣 加藤 勝信 殿

保険医療機関等に対する指導に係る要望書

日頃より健康保険事業の健全な運営の確保を図るためにご尽力いただき心より敬意を表します。

私どもは、東北6県の開業保険医を中心とした団体である保険医協会の連絡会です。適正な保険診療・保険請求を目指し、不正な請求は擁護しない立場を担保しながら、また、地域医療の確保に責任を持つことを念頭に、東北各県で日々の活動を行っております。

貴職におかれましては、指導にあたっては行政手続法に則った保険医の人権に配慮することや地域の医療確保に配慮され、被指導者である保険医が納得でき、かつ、ためになる指導にご努力されてこられたと存じます。

この間いくつかの要望事項を改善いただき、当連絡会として歓迎するものであります。

下記は、要望・質問項目となっております、文書による回答を頂ければ幸甚です。

何卒ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【要望項目】

1. 選定理由から高点数を除外してください。
2. 指導対象カルテの指定の対象患者数を減らし、全ての対象患者名を指導日の1週間前に通知してください。

【質問項目】

1. 診療所の類型区分は、保険医療機関指定申請書の「主たる診療科」で区分されますか。
2. 「院外」と「院内」は、処方せん料と処方料の算定割合の多い方で区分されますか。
3. 2018年10月11日の懇談の中で、「効果的・効率的な指導」という発言を何度かされましたが、厚生労働省の考える「効率的な指導」「効果的な指導」とはどのようなものを指すのでしょうか。

2019年10月17日

東北保険医団体連絡会

青森県保険医協会 会長 引地 基文
秋田県保険医協会 会長 草薨 芳明
岩手県保険医協会 会長 南部 淑文
山形県保険医協会 理事長 國井兵太郎
宮城県保険医協会 理事長 井上 博之
福島県保険医協会 理事長 松本 純

(連絡先)

宮城県仙台市青葉区本町 2-1-29 ホンマビル 4階

宮城県保険医協会 電話 022-265-1667